

# 令和4年度第1回鮫川村地域公共交通協議会

日時：令和4年4月14日（木）

15：00～

場所：鮫川村公民館・大集会室

進行：総務課長

## 《 次 第 》

1. 開 会
2. 村長あいさつ
3. 鮫川村地域公共交通協議会設置要綱などについて
  - ①村の公共交通の現状及び協議会設置趣旨について
  - ②地域公共交通計画について
  - ③令和4年度事業計画について
  - ④令和4年度収支予算について
  - ⑤鮫川村地域公共交通協議会委員の報償及び費用弁償に関する規程
  - ⑥鮫川村地域公共交通協議会財務規程
4. 協 議
  - ①地域公共交通協議会の実施スケジュールについて
  - ②鮫川村地域公共交通計画の策定について
    - i. 公募型プロポーザル実施要領について
    - ii. 公募型プロポーザルに係る手続き開始の広告について
    - iii. 公募型プロポーザル審査委員会設置要領について
5. その他
  - ① 次回開催について 令和4年6月中旬以降
6. 閉 会

## 鮫川村地域公共交通協議会設置要綱

### (目的)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号以下「再生法」という。）に基づき、地域公共交通について総合的に検討し、最適な公共交通のあり方について合意形成、計画策定及び連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

### (名称)

第2条 この会の名称は、鮫川村地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (事務所)

第3条 協議会の事務所は、鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場内に置く。

### (協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 再生法第5条に規定する公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

### (委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 村長または村長が指名する者
- (2) 関係する交通事業者、交通事業者が組織する団体
- (3) 道路管理者
- (4) 東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (5) 住民または旅客
- (6) 学識経験者など、その他協議会が必要と認める者

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

### (役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監査員 2名
- 2 会長は、鮫川村副村長をもって充てる。
  - 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
  - 4 監査員は、委員の互選により選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情報は、鮫川村のホームページ等を利用して公表する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議の整った事項については、委員は、その結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、企画担当課内に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事

項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第14条 報償及び費用弁償の額及び支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(要綱の変更等)

第16条 この要綱を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月3日から施行する。

2 この要綱により最初に委員となった者の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

3 協議会設立に係る報償は鮫川村が支給する。

4 鮫川村地域公共交通会議設置要綱(平成20年要綱)は、廃止する。

令和4年度 鮫川村地域公共交通協議会委員名簿

	所 属	職 名	氏 名	選出区分
1	鮫川村	副村長	鈴木 大介	鮫川村長またはその指名する者
2	福島交通株式会社石川営業所	所長	藁谷 公一	一般乗合旅客自動車運送事業者
3	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍戸 紳一郎	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
4	一般社団法人福島県タクシー協会	県南支部長	金澤 寛二	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
5	東北運輸局福島運輸支局	企画調整部門首席運輸企画専門官	佐々木 由隆	福島運輸支局長またはその指名する者
6	福島県県南振興局	県民環境部副部長兼県民生活課長	鈴木 真徳	福島県の行政機関の職員（都道府県）
7	棚倉警察署	地域交通課長	塩田 周作	福島県の行政機関の職員（都道府県警察）
8	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所	調査課長	荒木 洋平	福島県の行政機関の職員（道路管理者）
9	福島県棚倉土木事務所	所長	羽生 宏史	福島県の行政機関の職員（道路管理者）
10	私鉄福島交通労働組合棚倉分会	会長	高橋 政廣	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者
11	鮫川運送㈱	代表取締役社長	芳賀 篤徳	鮫川村長またはその指名する者
12	㈱あんしん（介護タクシー）	代表取締役社長	森 正紀	鮫川村長またはその指名する者
13	鮫川村商工会	会長	前田 勝之	鮫川村長またはその指名する者
14	鮫川村商工会	女性部長	関根 由美子	鮫川村長またはその指名する者
15	社会福祉協議会	事務局長	鏑木 重正	鮫川村長またはその指名する者
16	地域包括支援センター	ケアマネージャー	藤元 良子	鮫川村長またはその指名する者
17	JA 東西しらかわ鮫川支店	支店長	小松 文	金融機関
18	鮫川村区長会	赤坂西野行政区長	舟木 良一	住民または利用者の代表
19	鮫川村老人クラブ連合会	会長	前田 三郎	住民または利用者の代表
20	福島県立修明高等学校	校長	鈴木 憲治	住民または利用者の代表
21	学校法人石川高等学校	校長	森 涼	住民または利用者の代表
22	社会福祉法人鮫川福祉会鮫川たんぼぼの家	施設長	江尻 勝巳	住民または利用者の代表
23	鮫川村連合PTA	会長	木之内 彰	住民または利用者の代表
24	鮫川小学校PTA	副会長	須藤 知映	住民または利用者の代表

オブザーバー

25	住民福祉課	課長	鈴木 隆寛
26	農林商工課長	課長	舟木 正博
27	地域整備課長	課長	齋藤 利己
28	教育課	課長	星 徹

事務局

29		村 長	関根 政雄
30	総務課課長	事務局長	渡邊 敬
31	総務課長補佐	事務局員	矢吹 かおり
32	総務課企画情報係	事務局員	矢吹 直美
33	総務課企画情報係主査	事務局員	宇佐見 純平

## 鮫川村地域公共交通協議会委員の報償及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、鮫川村地域公共交通協議会設置要綱第13条第2項の規定に基づき、鮫川村地域公共交通協議会の委員（以下「協議会委員」という。）の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償)

第2条 協議会の委員の報償は、日額3,000円とする。ただし公務員の選出委員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 前条のただし書き規程以外の委員が会務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、鮫川村の例による。

(補足)

第4条 この規定に定めるもののほか、協議会委員の報償及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規定は、令和4年3月17日から施行する。

## 鮫川村地域公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鮫川村地域公共交通協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、鮫川村地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通協議会の予算は、鮫川村からの負担金、国の補助金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、交通協議会の運営及び事業に係る経費を歳出とする。

2 交通協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 交通協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、交通協議会に諮るものとする。

4 会長は、前項の規定により、予算が交通協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに鮫川村長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通協議会に諮るものとする。

2 前項の既定により、補正予算が交通協議会の承認を得たときには、前条第4項の規定を準用する。

(予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直後の交通協議会においてこれを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通協議会の出納は会長が行う。

2 交通協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通協議会出納員)

第7条 会長は、交通協議会の事務局職員のうちから交通協議会出納員を命ずることができる。



2 交通協議会出納員は、会長の命を受けて、交通協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、鮫川村の例により行うものとする。

2 交通協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎年度終了後、遅滞なく交通協議会の決算を調製し、交通協議会の承認を受けるものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第6条に規定する監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに鮫川村長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が交通協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和4年3月17日から施行する。

別表第1 (第4条第1項)

款	項	目
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 負担金
2 国及び県補助金	1 国及び県補助金	1 国及び県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第2 (第4条第2項)

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費
		2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 令和4年度鮫川村地域公共交通協議会事業計画書

日 程	事業内容	備 考
令和4年4月	第1回地域公共交通協議会 事業計画並びに予算について 補助金の申請について 地域公共交通計画策定について プロポーザルの実施について	
5月	第2回地域公共交通協議会 プロポーザルの結果について 地域公共交通計画に係る住民アンケートの実施について	
7月	住民ワークショップへの参加	
9月	第3回地域公共交通協議会 ニーズ調査結果を踏まえた課題の抽出と施策の検討	
11月	第4回地域公共交通協議会 地域公共交通計画案の検討	
令和5年1月	第5回地域公共交通協議会 次年度事業計画並びに予算について	

## 1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

本村は、福島県の南端、東白川郡の北東部に位置し、東は古殿町といわき市、南は茨城県北茨城市と塙町、西は棚倉町と浅川町、北は石川町に接しています。阿武隈高原南部の頂上部にあたるため、山脈・丘陵が重なり、大部分が標高400mから650mの範囲にあります。

総面積は131.34km<sup>2</sup>で、そのうち山林が7割以上を占めています。

気候は概ね表日本型であり、年平均気温は10℃、年間降水量は1,200～1,500mm程度となっています。

令和2年の国勢調査によると、本村の総人口は3,049人で、平成27年の3,577人から528人の減少がみられ、減少率は14.8%となっており過去最高の減少率となっています。

福島県下59自治体のうち、この5年間で人口が増加したのは8自治体、減少したのは51自治体ですが、本村は4番目に高い減少率となっています。

また、福島県南地域（白河市及び西白河郡・東白川郡町村の計9自治体）でみると、この5年間で人口が増加したのは1自治体（西郷村）、減少したのは8自治体ですが、本村は減少率が最も高くなっています。

年齢3区分別にみても年少人口比率は全国平均や県平均を下回り、高齢者人口比率は全国平均や県平均を大幅に上回り、少子高齢化、特に高齢化が進んでいることがうかがえます。

また、本村の総世帯数は1,065世帯となっており、横這い傾向で推移しています。

道路や公共交通は、住民の日常生活や産業・経済活動を支える重要な社会基盤です。

本村の道路網は、平成26年4月現在、国道2路線（国道289号・349号）、県道5路線（主要地方道棚倉鮫川線・勿来浅川線、一般県道赤坂東野塙線・赤坂西野石川線・明内田中線）、村道138路線によって構成されています。国道289号については、いわき市・白河市間の物流の重要路線として整備が進められており、広域的アクセスの一層の向上が期待されています。

本村ではこれまで、国・県道の整備促進に努めるとともに、村道の整備を計画的に推進し、主要な村道網については、ほぼ整備されています。

一方、本村の公共交通については、本村と石川町・塙町を結ぶ民間の路線バスが運行されているほか、村においても、本村と棚倉町を結ぶ村営バス「あおぞら号」を運行しています。そのほか、国民健康保険診療所の送迎バスやスクールバスがあります。村営バス「あおぞら号」につきましては、主な利用者が修明高等学校鮫川校生でしたが、令和3年度に廃校となっており、村営バスの在り方を早急に検討する必要が出てきました。

これらは、広域的な移動手段として、また村民生活における身近な交通手段として、重要な役割を果たしていることから、利用促進に向けた取り組みを進めながら、その維持・確保に努める

とともに、将来を見据え、村内の公共交通のあり方について検討していく必要があります、効率的な公共交通体系の構築が喫緊の課題となっています。

〔計画の区域内における公共交通の概要〕（調査時点）

	路線バス		デマンド(バス・タクシー)事業者数	その他
	事業者数	路線数		
全体	2	12	2	民間バス 1事業者 2路線 介護タクシー 1事業者
うち公営 ・コミバス等	1	9	1	あおぞらバス 1路線 スクールバス 6路線 患者輸送バス 1路線 幼児送迎バス 2路線

2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

村内の公共交通は、路線バス（福島交通（株））や村営バス「あおぞら号」、タクシーがそれぞれ運行しており、村民の日常生活に欠かせない移動手段となっている。

しかしながら、人口減少や自家用車の普及などにより、公共交通の利用者は年々減少し、公共交通機関の維持確保が厳しい状況となっている。

一方で、令和2年度には地域公共交通活性化再生法等が改正され、都道府県と市町村が協働して策定する地域公共交通計画の普及と計画の実効性の確保が促進されることとなった。

本村では、地域公共交通活性化再生法等の改正を踏まえつつ、本村における公共交通のあり方から具体的な再編内容まで検討し、真に村民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な交通体系を構築することを目的として、第4次振興計画や関連計画との整合を図りつつ「**鮫川村 地域公共交通計画**」を策定する。

既存資料の収集・整理から、本村の地勢・沿革・人口分布や人口特性、主要施設の立地などの地域特性を把握・整理する必要がある。

また、村内の公共交通（バス交通、タクシー、スクールバス、福祉交通、民間輸送サービス等）の運行内容や利用状況を把握・整理するとともに、運行収支なども整理し、公共交通及び輸送サービスの実態を把握する必要がある。

①公共交通に関する実態・ニーズ把握調査の実施

村民の移動実態を把握するとともに、公共交通の利用実態や利用者ニーズ等を把握・整理するため、調査を実施する。

②村民アンケート調査

<p>村民の日常の移動実態や公共交通の利用状況、公共交通等の問題点・改善要望などを把握する。</p> <p>③バス利用者利用状況調査</p> <p>バス停ごとの乗降者数を把握する「乗降カウント」と、バス利用者の利用実態や現状のバスに対する評価、不便な点や改善要望などを把握する「利用者アンケート」を実施する。</p> <p>④村内民間事業者アンケート</p> <p>調査目的：民間事業者（公共交通以外のヒト・モノの輸送サービスを実施している事業者）の輸送サービス実態を把握する。</p> <p>⑤住民ワークショップ</p> <p>調査目的：地域公共交通の課題や公共交通の改善して欲しいことなどの潜在ニーズ（生の声）を掘り下げて把握とともに、小規模需要エリアにおける「小さな交通」導入について具体的な手法を地域住民とともに検討する。</p>
---

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
1. 交通に関する実態・ニーズ把握調査の実施	村民の移動実態を把握するとともに、公共交通の利用実態や利用者ニーズ等を把握・整理するため、調査を実施する。
2. アンケート調査	村民の日常の移動実態や公共交通の利用状況、公共交通等の問題点・改善要望などを把握する。
3. 利用者利用状況調査	バス利用者の利用実態や現状のバスに対する評価、不便な点や改善要望などを把握する「利用者アンケート」を実施する。
4. 民間事業者アンケート	調査目的：民間事業者（公共交通以外のヒト・モノの輸送サービスを実施している事業者）の輸送サービス実態を把握する。
5. ワークショップ	調査目的：地域公共交通の課題や公共交通の改善して欲しいことなどの潜在ニーズ（生の声）を掘り下げて把握とともに、小規模需要エリアにおける「小さな交通」導入について具体的な手法を地域住民とともに検討する。
6. 地域の公共交通計画(案)のとりまとめ	<p>現況調査及び住民ニーズ把握調査などの結果をもとに、持続可能な公共交通網の形成にあたっての問題点や課題を整理し、上位計画や関連計画を踏まえつつ、地域にとって望ましい公共交通網のあり方についての基本方針をまとめる。</p> <p>また、基本方針に沿って、持続可能な公共交通網の形成に向けた目標、事業の実施主体、スケジュール等を具体的に反映させた計画を取りまとめることとする。</p>

7. 協議会の開催	計画策定に向けた調査内容や、調査結果を受けて今後の交通体系のあり方について議論するための協議会を開催する。
-----------	---

#### 4. 計画の策定スケジュール

コンサルとの契約時期： R 4. 6  
 各調査の実施時期： R 4. 8～9  
 計画案の取りまとめ時期： R 4. 10～R 5. 2  
 計画策定期間： R 5. 3

※コンサルとの契約時期（契約しない場合は事業着手時期）/計画案の取りまとめ時期/計画の策定期間が分かるように記入すること。

（添付書類）

- （1）補助対象経費に係る見積書
- （2）地域の公共交通の現況・問題点のわかる地図、公共交通マップ等
- （3）その他参考となる書類

## 令和4年度鮫川村地域公共交通協議会収支予算

収入総額      8,320,000円  
 支出総額      8,320,000円  
 差引残額                      0円

### 1 収入の部

単位：円

款	項	目	予算額	説 明
1 分担金 及び負担金	1 負担金	1 負担金	4,649,400	村負担金
2 国及び県 補助金	1 国及び県 補助金	1 国及び県 補助金	3,670,600	国補助金            1,631,600円 県補助金            2,039,000円
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	2 雑入	1 雑入	0	
計			8,320,000	

### 2 支出の部

単位：円

款	項	目	予算額	説 明
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	270,000	委員謝金 3,000円×15人×6回=270,000円
		2 事務費	174,000	コピー用紙 1,390円×3箱=4,170円 インクカートリッジ(黒) レーザープリンター用 34,389円×2個=68,778円 アンケート郵送料 84円×1,065世帯=89,460円 公共交通会議委員発出文書郵送料 23人×6回×84円=11,592円
2 事業費	1 事業費	1 事業費	7,876,000	地域公共交通計画策定調査業務委託料
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	
計			8,320,000	